

## 平成22年度 税制改正のポイント

今月の税制改正のお話は個人所得課税についてです

### 1. 扶養控除の見直し（平成23年分の所得税より適用）

- 年少扶養親族（15歳以下）に対する扶養控除（38万円）の廃止
  - 特定扶養親族（16歳～18歳）に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）の廃止
  - その他の扶養控除については、現状維持となっています
- なお、この見直しは個人住民税においても同様に行われます。

子供手当と引き換えの税制改正です。子供は社会の宝ですが・・・



| 扶養親族<br>対象年齢 | 所得税計算上の控除額   |            | 住民税計算上の控除額   |            |
|--------------|--------------|------------|--------------|------------|
|              | 改正前          | 改正後（平成23～） | 改正前          | 改正後（平成24～） |
| ～15歳         | 38万円         | なし         | 33万円         | なし         |
| 16～18歳       | 63万円         | 38万円       | 45万円         | 33万円       |
| 19～22歳       | 63万円         |            | 45万円         |            |
| 23～69歳       | 38万円         |            | 33万円         |            |
| 70歳～         | 48万円（同居58万円） |            | 38万円（同居45万円） |            |

### 2. 生命保険料控除の改組（平成24年分の所得税より適用）

- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除  
新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が4万円となります（生命保険料控除の合計適用限度額が現行10万円から12万円に引き上げられます）
- 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除  
従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除を適用します（それぞれの適用限度額5万円）

## TKCシステムが変わります

TKCのシステムが大きく変わります。ネット（ドット・ネット）版に変わります。本来TKCのシステムは、お客様の要望に従って進化するシステムですが、それが限界に来ているとのこと。今度は、マイクロソフトの.NETというフレームワークの枠のなかで、システムを動かすこととなります。

具体的には、関与先企業向けプログラムダウンロードサービスとか、自動でTKCのインターネットサーバにバックアップする機能（これだけは有料になります）とか、社長の自宅のPCからFXの最新業績が見える機能が搭載されます。FXのなかで、売掛金・買掛金・資金繰り表等の作成が可能になり、支払管理機能も強化されます。インターネットバンク・ファームバンクからの仕訳の読み込みが出来るようになります。もともとTKCのシステムは、計算機能より、管理機能重視のシステムだったのですが、これがますます強化されます。管理機能重視のためには、法律上正しい入力が必要されます。ただ、この機能のためには、ピスタカセブンのパソコンが必要です。監査担当者に相談ください。

## 自分を育てる三つのプロセス



1. 笑顔
2. ハイという肯定的な返事ができること
3. 人の話をうなずきながら聞くこと

（人生を発展繁栄させるプロセスでもあります）

|              |        |       |
|--------------|--------|-------|
| 日本政策金融公庫     | 普通貸付金利 | 2.25% |
|              | 経営改善貸付 | 1.95% |
| 平成22年4月14日より |        |       |

## 【編集後記】

寒い日が続いていますが、お体の調子はいかがですか？ そんなこと考えている暇はないよと言われそうですね。どこに糸口があるのかわからない経済状況ですが、いつも明るくいきたいと思っています。いつも同じ事書いているよと言われそうです。でも、道を歩いていると、草花はちゃんと芽を出しています。所長の趣味の畑は、今年は何を咲かせてくれるのでしょうか？

